

療養病床から転換した介護老人保健施設に おける医療サービスについて（案）

併設した病院・診療所の場合（イメージ）

中央社会保険医療協議会
基本問題小委員会資料
（平成19年11月28日）

【現在】



【平成20年4月～】

眼科・耳鼻科等の処置料

+ (仮称) 緊急時施設治療管理料 〇〇〇点 (月〇回まで)

(※) 夜間又は休日に老健のオンコール医師が対応できず、かつ
医師による直接の処置等が必要とオンコール医師が判断し、
その求めにより、訪問した場合に限り算定

眼科・耳鼻科等の処置料

急性増悪時に往診した医師が行う診療行為の追加
(例)

+
・慢性の呼吸器・心疾患患者等が急性増悪した場合に
往診した医師が行う処置等 (例：心電図の判断料等)
・転倒等に対する緊急処置が必要とされる場合に往診
した医師が行う処置等 (例：創傷処理等)

(※) 転換老健では平日・日中でも算定可能

医療保険

緊急時治療管理 500単位 (月3日まで)

緊急時治療管理 500単位 (月3日まで)

介護保健施設サービス費

介護保健施設サービス費

介護保険